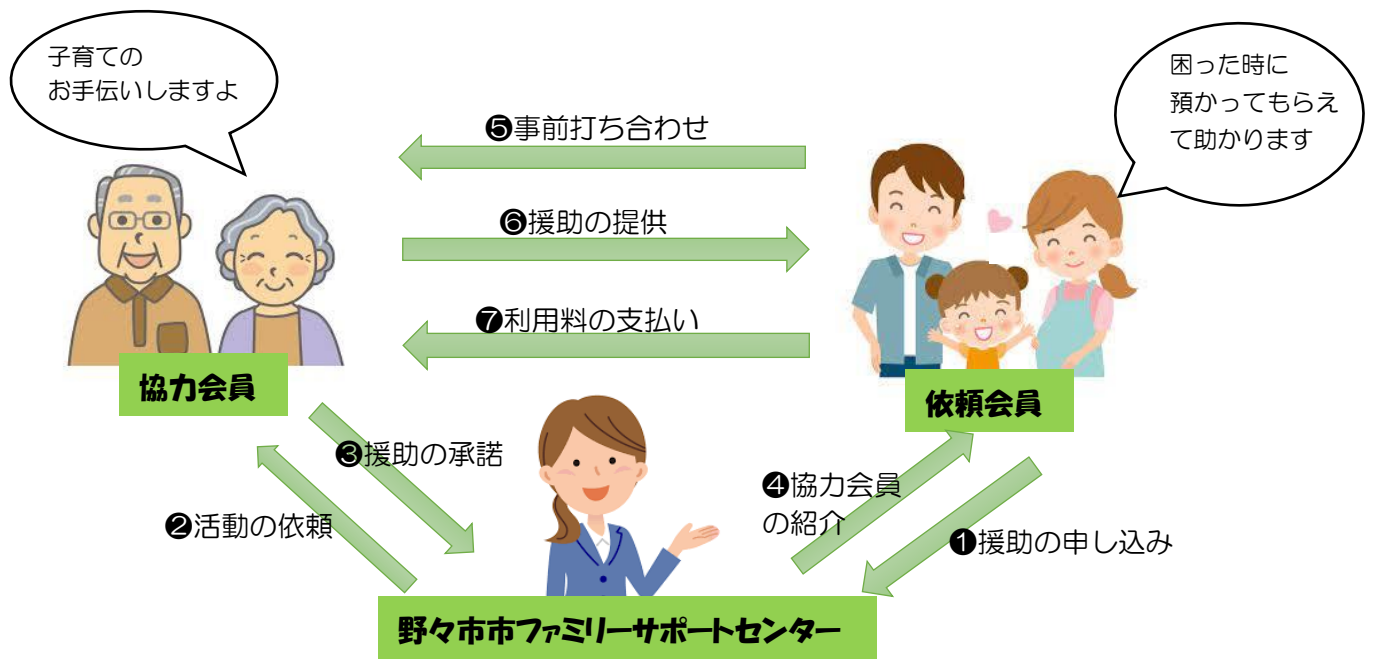


野々市市 ファミリーサポートセンター

ファミリーサポートセンター事業とは？



育児の援助を受けたい人と、援助をおこないたい人を会員として組織化し、育児の相互援助活動を支援するものです。安心して子育てができるように、地域の人々で協力して応援します。



援助活動について

【援助の対象となるお子さん】

生後3か月～小学生3年生

【援助内容】

- 保育所、幼稚園までの送迎及び保育終了後の預かり
- 学校の放課後、児童クラブ終了後の預かり
- 保護者の病気、介護、急用等の時の預かり
- 買い物等外出の際の預かり
- 病気回復期の預かり

【援助活動の時間】

午前6時30分～午後9時まで

【援助活動の場所】

原則として、協力会員の自宅において預かります。

【報酬（利用料）について】

1時間あたり 700円（支払いは依頼会員から協力会員へ直接現金で支払います）

- (1)援助活動開始後、1時間まではそれに満たない場合でも1時間として計算します。
(2)予定の時間が超過した場合は、超過時間が30分以内の時は、半額(350円)、30分を超えた時は1時間分(700円)支払います。
(3)依頼の取消料については、依頼会員の負担となります。

- ・活動前日までの取消……………無料
- ・活動当日の取消……………1時間分の利用料(700円)
- ・無断での取消……………利用予定時間全額

別途交通費は1km30円 公共交通機関を利用した場合、実費となります。

会員の条件

【依頼会員(子育ての手助けが欲しい人)】

野々市市に在住する方で生後3か月～小学3年生の子どもがいる方

【協力会員(子育てのお手伝いをしてくださる方)】

野々市市に在住する方で子どもの送迎や自宅での預かりができる方(資格・経験の有無は問いません)

※依頼会員と協力会員の両方を兼ねることもできます。

※協力会員には、育児援助活動に関する知識を学んでいただくための講習を受講していただきます。

会員の登録手続き

依頼会員、協力会員共にファミリーサポートセンターにご連絡ください。
(来所していただき入会申込書の記入と会員証を作成いたします)

利用の流れ

- ① 依頼会員はファミリーサポートセンターに電話をします。
- ② アドバイザーは協力会員を紹介します。
- ③ アドバイザー立ち合いのもと依頼会員と協力会員が事前打ち合わせをし活動を開始します。
- ④ 援助活動終了後、協力会員は活動報告書を書き、依頼会員の確認をもらいます。
- ⑤ 依頼会員は規定の利用料金を協力会員に支払います。

※2回目以降の利用は、依頼会員が直接協力会員に連絡して行います。

子どもの健康と安全を確保し、かつ会員間の十分な理解のもとで活動を行っていただくため、場合によっては利用依頼に応じられないことがあります。また、依頼内容に適した協力会員がない時は利用をお待ちいただくこともあります。

【お問い合わせ先】

野々市市ファミリーサポートセンター

野々市市菅原町8-33

☎076-248-4634

(月～金) 午前8時30分～午後5時15分

